

## 大崎事件の再審開始をもとめる要請書



鹿兒島地方裁判所

裁判長 小泉 満里子 殿

大崎事件は、鹿兒島県大崎町に住む原口アヤ子さんが、義弟の四郎を夫の一郎及び義弟の二郎と共謀して殺害し、二郎の長男の太郎も加わってその死体を遺棄したとされる冤罪事件です。

これまでの4次にわたる再審請求で、検察が未開示証拠を開示したことで、新たな鑑定(法医学・供述心理学)が可能となり、新証拠として提出され、その鑑定で確定判決が認定した四郎の死因や関係者の供述経過等に複数の疑問が明らかになりました。その結果、3つの裁判体が「再審を開始すべき」との結論に至ったことは、これまで前例のないことです。

第4次再審請求では、確定審が認定する殺人事件よりも前の時点で、四郎は既に死亡していたという主張が新証拠として提出されましたが、最高裁の多数意見は、「四郎の死亡時期」の指摘に目を向けなかったのみならず、確定判決への影響を孤立評価するにとどめた。そして、専門家からの新たな鑑定意見に耳を塞ぎ、供述の具体的な検討を拒否して、真実から目を背けました。

第5次再審請求で提出された新証拠・医学鑑定等において四郎の事故死の具体的な機序を、共犯者とされた親族及び関係者の供述心理鑑定等で、その供述の信用性に重大な疑問を生じさせ、判決の事実認定に合理的な疑いを抱かせるものとなっています。

原口アヤ子さんは、1979年10月の発生からこれまで46年間、「あたいはやっちゃん」と訴えつづけています。また、自白した男性3人も「やっちゃんことをば言え、言えと責められた」と自白は警察に強要された、と無実を訴えていましたが、3名ともすでにこの世にいません。申立人の原口アヤ子さんの長女は父の「冤罪を晴らす」と併せ再審を求めています。原口さんは98歳です。裁判所は、これまでの全証拠を含め総合的に評価し判断すべきです。

私たちは、貴裁判所が第5次再審請求審で一日も早く再審開始決定をなされるよう要請いたします。

氏名	住所	募金

2026年 月 日&lt;取扱団体&gt;〒890-0063 鹿兒島市鴨池2丁目14-20-102

日本国民救援会鹿兒島県本部 tel.fax099-298-5161

【取り扱い団体】 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 国民救援会愛知県本部 救援新聞  
 [1958年6月10日]  
 第三種郵便物認可